

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年1月22日提出
【計算期間】	第14特定期間（自 平成20年5月1日 至 平成20年10月31日）
【ファンド名】	野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)(確定拠出年金向け) (以下「ファンド」といいます。) なお、「野村年金MMF」という場合があります。
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉 川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

◆内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

◆毎日、お申込み・ご換金が可能です。

◆毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配[※]します。

※内外の公社債に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

※分配金は毎日計算され、毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめ、自動的に再投資されます。

信託金の限度額は、10兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）（確定拠出年金向け））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
単位型 追加型	国内	株式	MMF
	海外	債券	MRF
	内外	不動産投信	
		その他資産 ()	ETF
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本
	年4回	北米
	年6回 (隔月)	欧州
	年12回 (毎月)	アジア
不動産投信	日々	オセアニア
	その他 ()	中南米
その他資産 ()		アフリカ
資産複合 ()		中近東 (中東)
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.>

or.jp/

◆社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成21年1月1日現在）

＜商品分類表定義＞

〔単位型投信・追加型投信の区分〕

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

〔投資対象地域による区分〕

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資対象資産(収益の源泉)による区分〕

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを

行う旨の記載があるものをいう。

- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

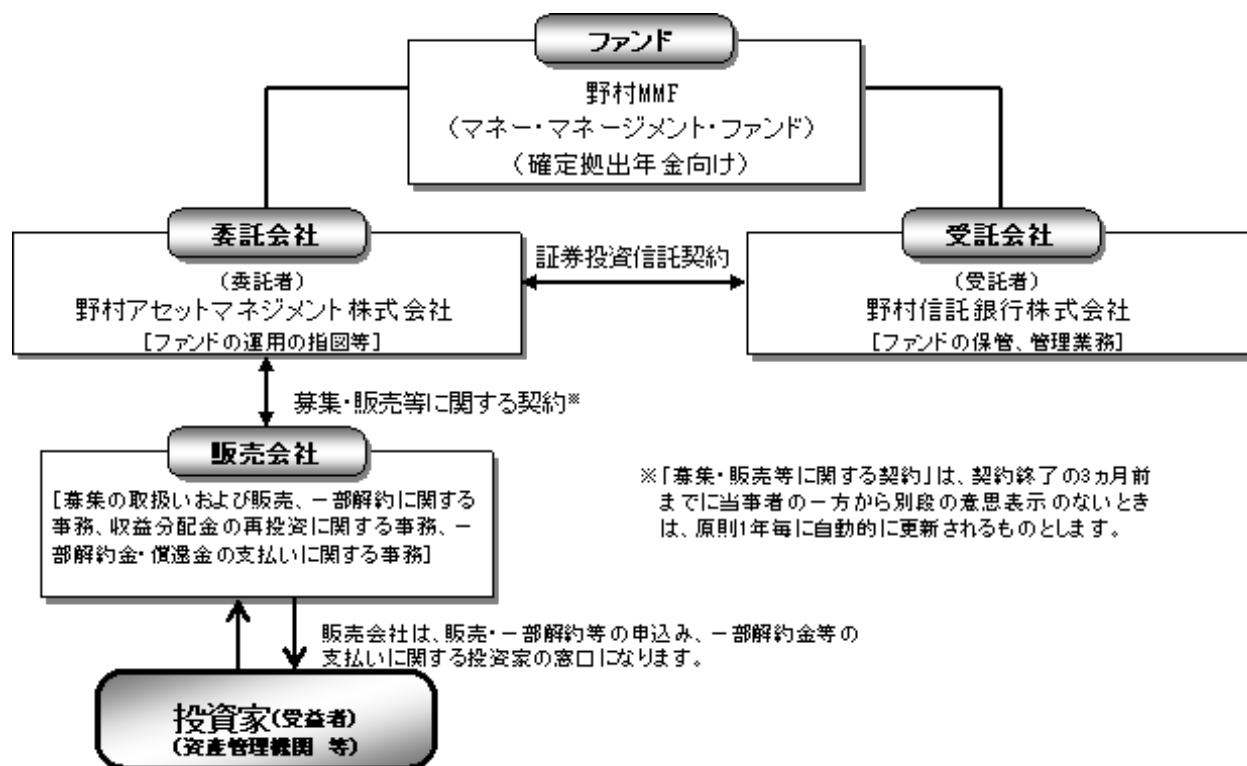
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの仕組み】



委託会社の概況

■委託会社■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成20年12月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立
 平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
 平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
 平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成20年12月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ◆好利回りの内外の公社債を中心に投資を行ない、余裕金はコール、割引手形などで運用し、安定した収益の確保をめざします。
- ◆株式には投資しません。

[1] 元本の安全性に配慮した運用を行ないます。

- ◆残存期間が短い好利回りの内外の公社債やコマーシャル・ペーパーおよび金融商品等に投資します。
- ◆国債、政府保証付債券や投資適格格付を有する（長期格付でBBB格以上を付与されている（同等と判断されるものを含みます。））債券及び金融商品に投資します。
- ◆投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間1年以内のものとしします。
- ◆外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限定します。
- ◆デリバティブ（先物取引、オプション取引、スワップ取引）の利用は、ヘッジ目的に限定し、有価証券等の価格変動リスクを回避するために用います。

[2] ポートフォリオの構築にあたっては、以下の点に配慮し、分散投資を行ないます。

- ◆債券（国債、政府保証付債券を除きます。）の組入れは一発行体あたりファンドの純資産総額の10%を上限とします。
- ◆債券の満期構成については、流動性の確保を考慮し、分散投資を行ないます。

[3] 毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配します。

- ◆公社債等に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。
- ◆分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日まで（分）をまとめ、原則として自動的に再投資[※]されます。

※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の受益者の場合、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

内外の公社債を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

① 投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 ⑤および⑥」に定めるものに限り、）に係る権利

ハ 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

- 2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲(約款第17条第1項)

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1 国債証券
- 2 地方債証券
- 3 特別の法律により法人の発行する債券
- 4 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債[※]に限り、)
[※]転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。
- 5 コマーシャル・ペーパー
- 6 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 7 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 8 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 9 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託財産の計算に関する規則第59条第1項第2号イ（3）に定めるものに限る)

10 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(約款第17条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3 コール・ローン

4 手形割引市場において売買される手形

5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの(投資信託財産の計算に関する規則第59条第1項第2号イ（3）に定めるものに限る)

6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

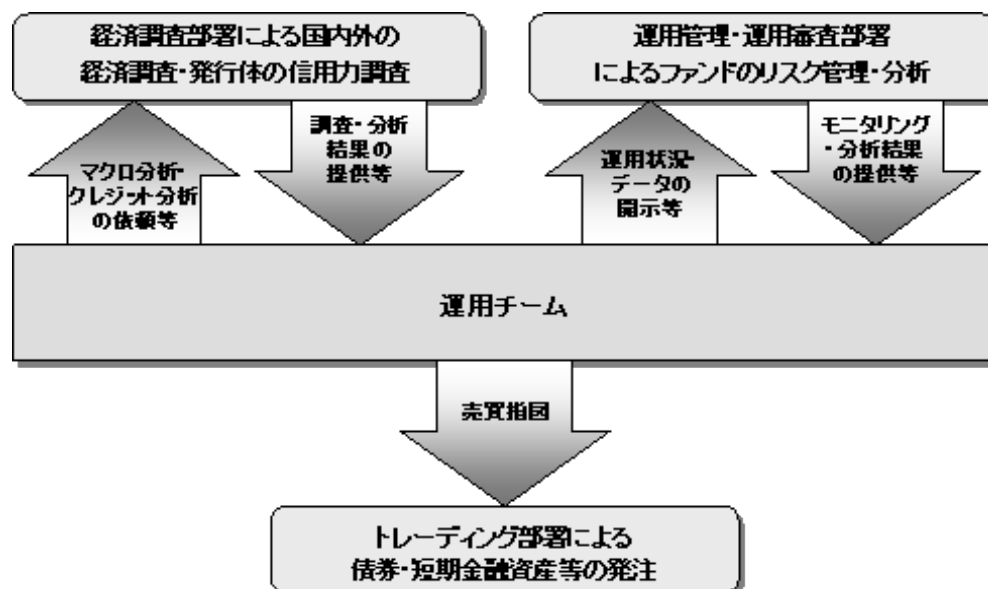
④ その他の投資対象

1 先物取引等

2 スワップ取引

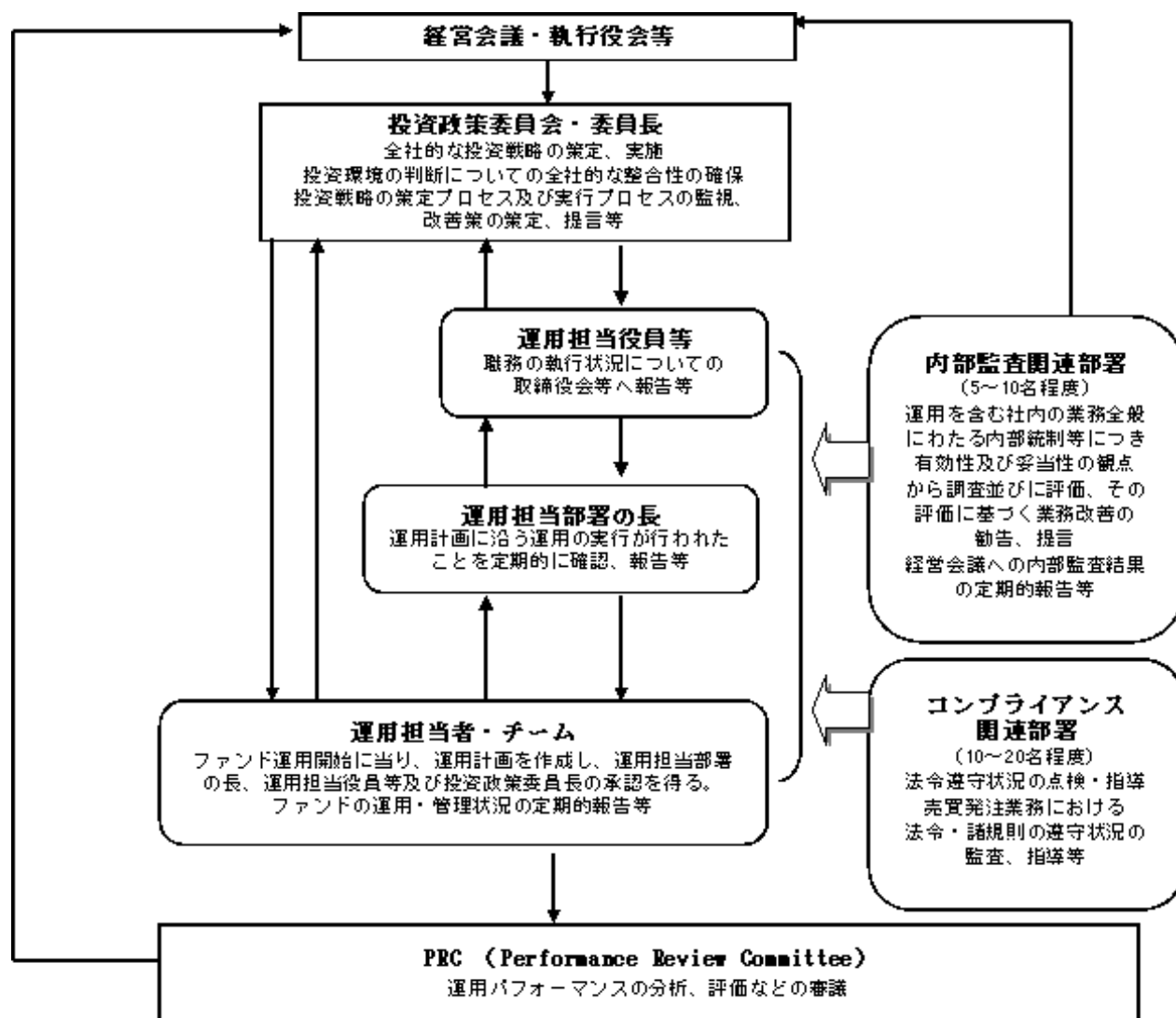
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※ ファンドの運用体制等は平成21年1月22日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

日々決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益[※]の全額を毎日分配します。

※「信託財産から生ずる利益」とは、下記①の収益等の合計額が②の経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。

- ① 毎計算期間における利子、貸付有価証券に係る品貸料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
- ② 毎計算期間における監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

信託財産から生ずる利益は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(上記①の合計額が②の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。)を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

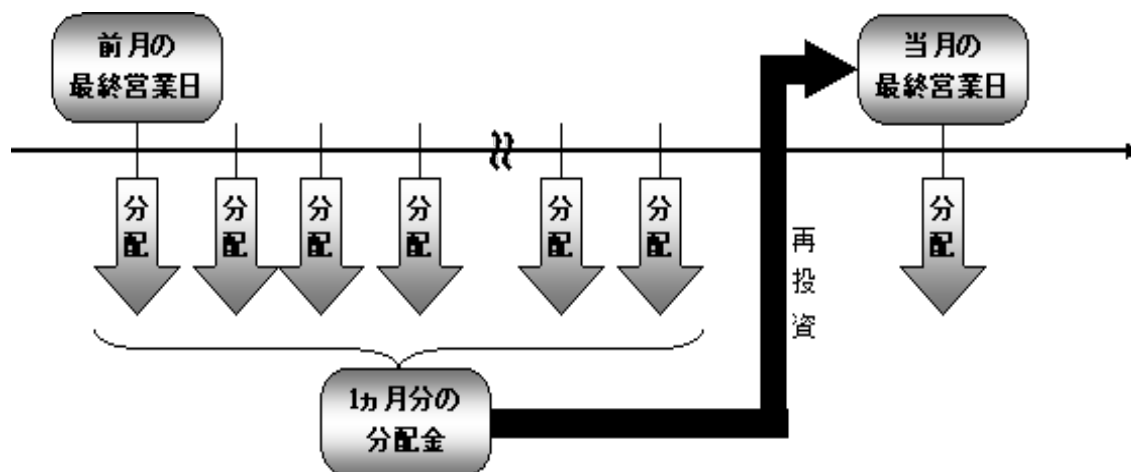
◆ファンドの決算日

毎日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分）をまとめ、原則として自動的に再投資[※]されます。

※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の受益者の場合、収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。



（注）分配金は（確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の受益者の場合、収益分配金に対する税金を差し引いたうえ）無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

① 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)運用制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

③ 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)運用制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行ないません。

⑤ 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第19条)

(i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥ スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第20条)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(「スワップ取引」)を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額の100%を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産

総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(iv) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(v) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第22条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 公社債の借入れ(約款第23条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑨ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第24条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩ 外国為替予約の指図(約款第25条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑪ 資金の借入れ(約款第34条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払

開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が20営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

■主な変動要因■

[金利変動リスク]

- ◆ファンドが主要投資対象とする短期公社債、および短期金融商品は、市場金利の変動により価格や利回りが変動します。よって、金利の変動により、ファンドの日々の収益は変動します。

[信用リスク]

- ◆有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

■その他の変動要因■

[有価証券の貸付等におけるリスク]

- ◆有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◆市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドは、短期公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指します。ただし、運用成果は実績に応じて変わりますので、元金が保証されているものではありません。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

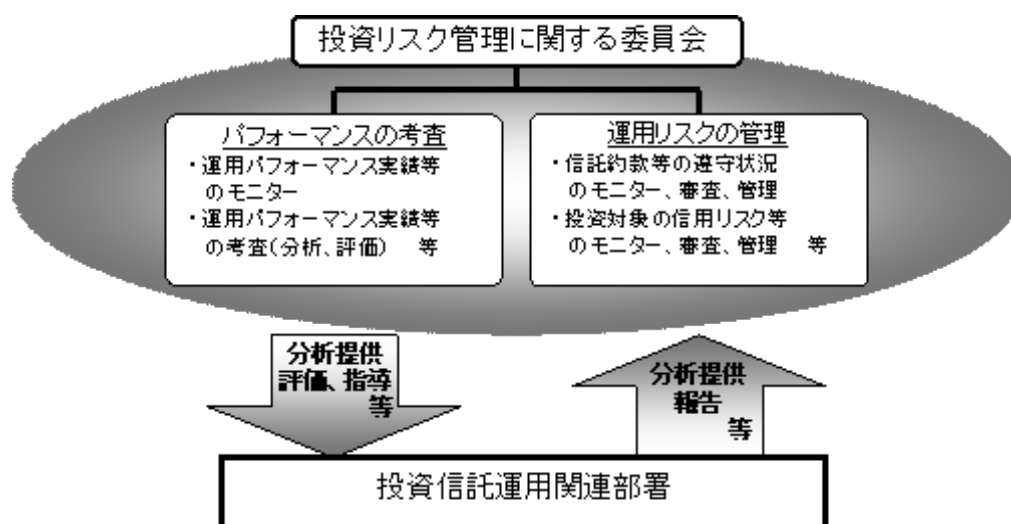
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※ 投資リスクに関する管理体制等は平成21年1月22日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の97.5以内の率で計算日の「信託報酬控除前の運用収益率」※に応じて、次に掲げる率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、経過日数に応じて日割計上します。

※ 「信託報酬控除前の運用収益率」とは、収益等(繰越利益金を除きます。)の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した金額を、計算日における元本総額で除して得た率を年率換算したものをいいます。以下同じ。

計算日の「信託報酬控除前の運用収益率」	当該計算日の信託報酬率
年15%超のとき	年0.975%以内の率
年5%超15%以下のとき	運用収益率に100分の6.5を乗じて得た率以内の率
年1.3%超5%以下のとき	年0.325%以内の率
年1.3%以下のとき	運用収益率に100分の25を乗じて得た率以内の率(但し、下限は零とします。)

上記の信託報酬の総額は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その配分については信託報酬率に応じて次の通りとします(全て元本総額に対する年率です。また、委託会社と販売会社の配分については、信託報酬の総額より受託会社への配分額を控除した額について4対6の割合とします。)

	＜委託会社＞	＜販売会社＞※	＜受託会社＞
信託報酬率＜年0.325%のとき	信託報酬率× $\frac{12}{32.5}$	信託報酬率× $\frac{18}{32.5}$	信託報酬率× $\frac{2.5}{32.5}$
信託報酬率≥年0.325%のとき	(信託報酬率－ $\frac{12}{30}$)× ①	(信託報酬率－ $\frac{18}{30}$)× ①	0.025% (①)

※ 販売会社の配分率には消費税および地方消費税(「消費税等」といいます。)に相当する金額を含みます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税及び地方税がかかりません。

それ以外の受益者（法人）が支払いを受ける分配金および元本超過額については20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

ご換金時は、ご換金にかかる受益権に帰属する再投資前の分配金に対して課税が行なわれます。また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する分配金に対して課税が行なわれます。また、ファンドは、日々決算を行ないその都度決算収益の全額を分配金としておりますので、分配金について課された源泉税は全額法人税額から控除できます。

(ご参考)

《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	—————	かかりません※
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	—————	かかりません※
償還時	所得税および地方税	—————	かかりません※

※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の場合は、所要の税金がかかります。税金について、詳しくは上述「課税上の取扱い」をご覧ください。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は平成20年11月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	5,396,270,178	22.37
特殊債券	日本	1,099,712,104	4.56
社債券	日本	100,039,470	0.41
コマーシャルペーパー	日本	12,645,975,025	52.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,871,098,736	20.20
合計(純資産総額)		24,113,095,513	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	コマーシャルペーパー	関西電力	1,000,000,000	—	998,777,933	—	998,777,933	—	—	4.14
2	日本	コマーシャルペーパー	東北電力	1,000,000,000	—	998,539,943	—	998,539,943	—	—	4.14
3	日本	コマーシャルペーパー	ホンダファイナンス	1,000,000,000	—	998,394,909	—	998,394,909	—	—	4.14

4	日本	コ マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー	STRAIT CAPITAL CORP	600,000,000	—	598,373,898	—	598,373,898	—	—	2.48
5	日本	国債証券	政府短期証券 第543回	500,000,000	99.93	499,654,610	99.93	499,654,610	—	2009/1/13	2.07
6	日本	国債証券	政府短期証券 第550回	500,000,000	99.91	499,565,880	99.91	499,565,880	—	2009/2/16	2.07
7	日本	国債証券	政府短期証券 第545回	500,000,000	99.90	499,530,874	99.90	499,530,874	—	2009/1/19	2.07
8	日本	コ マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー	FOREST CORPORATION	440,000,000	—	439,299,527	—	439,299,527	—	—	1.82
9	日本	特殊 債券	預金保険機構債 券 政府保証 第124回	400,000,000	99.97	399,899,648	99.97	399,899,648	0.4	2009/1/23	1.65
10	日本	国債証券	政府短期証券 第547回	400,000,000	99.90	399,624,288	99.90	399,624,288	—	2009/1/26	1.65
11	日本	国債証券	政府短期証券 第549回	400,000,000	99.90	399,618,184	99.90	399,618,184	—	2009/2/9	1.65
12	日本	国債証券	政府短期証券 第548回	400,000,000	99.89	399,583,120	99.89	399,583,120	—	2009/2/2	1.65
13	日本	国債証券	政府短期証券 第552回	400,000,000	99.89	399,574,616	99.89	399,574,616	—	2009/2/23	1.65
14	日本	コ マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー	STRAIT CAPITAL CORP	338,000,000	—	337,472,617	—	337,472,617	—	—	1.39
15	日本	国債証券	政府短期証券 第537回	300,000,000	99.99	299,999,664	99.99	299,999,664	—	2008/12/1	1.24
16	日本	国債証券	政府短期証券 第546回	300,000,000	99.99	299,988,428	99.99	299,988,428	—	2008/12/3	1.24
17	日本	国債証券	政府短期証券 第538回	300,000,000	99.98	299,968,134	99.98	299,968,134	—	2008/12/8	1.24
18	日本	国債証券	政府短期証券 第540回	300,000,000	99.97	299,936,052	99.97	299,936,052	—	2008/12/15	1.24
19	日本	国債証券	政府短期証券 第541回	300,000,000	99.96	299,903,328	99.96	299,903,328	—	2008/12/22	1.24
20	日本	国債証券	政府短期証券 第542回	300,000,000	99.96	299,880,652	99.96	299,880,652	—	2008/12/25	1.24
21	日本	国債証券	政府短期証券 第553回	300,000,000	99.89	299,686,128	99.89	299,686,128	—	2009/3/2	1.24

22	日本	コ マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー	エイペックスF	300,000,000	—	299,480,135	—	299,480,135	—	—	1.24
23	日本	コ マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー	MAGNUM ASSET CORP	300,000,000	—	299,451,306	—	299,451,306	—	—	1.24
24	日本	コ マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー	FOREST CORPORATION	300,000,000	—	299,294,853	—	299,294,853	—	—	1.24
25	日本	コ マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー	エイペックスF	290,000,000	—	289,659,550	—	289,659,550	—	—	1.20
26	日本	コ マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー	HGM ASSET FINANCE	200,000,000	—	199,839,497	—	199,839,497	—	—	0.82
27	日本	コ マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー	三菱UFJリース	200,000,000	—	199,789,263	—	199,789,263	—	—	0.82
28	日本	コ マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー	三菱UFJリース	200,000,000	—	199,779,695	—	199,779,695	—	—	0.82
29	日本	コ マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー	三菱UFJリース	200,000,000	—	199,779,695	—	199,779,695	—	—	0.82
30	日本	コ マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー	三菱UFJリース	200,000,000	—	199,770,127	—	199,770,127	—	—	0.82

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	22.37
特殊債券	—	4.56
社債券	—	0.41
コマーシャル ペーパー	—	52.44
合計		79.79

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成20年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付) ※	(分配落)	(分配付)※
第1特定期間	2001年11月22日～2002年4月30日	7,410	7,410	1.0000	1.0000
第2特定期間	2002年5月1日～2002年10月31日	8,453	8,453	1.0000	1.0000
第3特定期間	2002年11月1日～2003年4月30日	11,427	11,427	1.0000	1.0000
第4特定期間	2003年5月1日～2003年10月31日	12,605	12,605	1.0000	1.0000
第5特定期間	2003年11月1日～2004年4月30日	13,581	13,581	1.0000	1.0000
第6特定期間	2004年5月1日～2004年10月31日	16,036	16,036	1.0000	1.0000
第7特定期間	2004年11月1日～2005年4月30日	18,245	18,245	1.0000	1.0000
第8特定期間	2005年5月1日～2005年10月31日	17,696	17,696	1.0000	1.0000
第9特定期間	2005年11月1日～2006年4月30日	18,174	18,174	1.0000	1.0000
第10特定期間	2006年5月1日～2006年10月31日	19,124	19,124	1.0000	1.0000
第11特定期間	2006年11月1日～2007年4月30日	20,568	20,569	1.0000	1.0000
第12特定期間	2007年5月1日～2007年10月31日	21,351	21,351	1.0000	1.0000
第13特定期間	2007年11月1日～2008年4月30日	23,997	23,997	1.0000	1.0000
第14特定期間	2008年5月1日～2008年10月31日	24,099	24,099	1.0000	1.0000
2007年11月末日		22,872	—	1.0000	—
12月末日		22,993	—	1.0000	—
2008年1月末日		23,395	—	1.0000	—
2月末日		23,568	—	1.0000	—
3月末日		23,841	—	1.0000	—
4月末日		23,997	—	1.0000	—
5月末日		24,269	—	1.0000	—
6月末日		24,741	—	1.0000	—
7月末日		23,712	—	1.0000	—
8月末日		23,860	—	1.0000	—
9月末日		24,134	—	1.0000	—
10月末日		24,099	—	1.0000	—
11月末日		24,113	—	1.0000	—

※特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

②【分配の推移】

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2001年11月22日～2002年4月30日	0.0000876 円
第2特定期間	2002年5月1日～2002年10月31日	0.0000462 円
第3特定期間	2002年11月1日～2003年4月30日	0.0000643 円
第4特定期間	2003年5月1日～2003年10月31日	0.0000698 円
第5特定期間	2003年11月1日～2004年4月30日	0.0000767 円
第6特定期間	2004年5月1日～2004年10月31日	0.0000727 円
第7特定期間	2004年11月1日～2005年4月30日	0.0000729 円
第8特定期間	2005年5月1日～2005年10月31日	0.0000471 円
第9特定期間	2005年11月1日～2006年4月30日	0.0000825 円
第10特定期間	2006年5月1日～2006年10月31日	0.0009609 円
第11特定期間	2006年11月1日～2007年4月30日	0.0017067 円
第12特定期間	2007年5月1日～2007年10月31日	0.0023911 円
第13特定期間	2007年11月1日～2008年4月30日	0.0025058 円
第14特定期間	2008年5月1日～2008年10月31日	0.0024705 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率	
第1特定期間	2001年11月22日～2002年4月30日	0.01	%
第2特定期間	2002年5月1日～2002年10月31日	0.00	%
第3特定期間	2002年11月1日～2003年4月30日	0.01	%
第4特定期間	2003年5月1日～2003年10月31日	0.01	%
第5特定期間	2003年11月1日～2004年4月30日	0.01	%
第6特定期間	2004年5月1日～2004年10月31日	0.01	%
第7特定期間	2004年11月1日～2005年4月30日	0.01	%
第8特定期間	2005年5月1日～2005年10月31日	0.00	%
第9特定期間	2005年11月1日～2006年4月30日	0.01	%
第10特定期間	2006年5月1日～2006年10月31日	0.10	%
第11特定期間	2006年11月1日～2007年4月30日	0.17	%
第12特定期間	2007年5月1日～2007年10月31日	0.24	%
第13特定期間	2007年11月1日～2008年4月30日	0.25	%
第14特定期間	2008年5月1日～2008年10月31日	0.25	%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成13年11月22日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2 【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位とします。

受益権の販売価額は、取得日の前日の基準価額(「取得価額」といいます。)とします。

取得日は取得申込受付日の翌営業日となります。

ただし、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、あるいは既に受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

<申込手数料>

申込手数料はありません。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

受益者は、1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。

手取額[※]は、解約申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。

※ 上記の手取り額は、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合です。確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の受益者の場合、上記のほか、所得税および地方税(解約申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金の20%)が差し引かれます。

ファンドの基準価額および解約価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

解約代金は、原則として解約申込受付日の翌営業日から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の

受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。[※] ① 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) ② 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 ③ 価格情報会社の提供する価額

※ 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(ご参考)アキュムレーション、アモチゼーションの概要

アキュムレーション、アモチゼーションとは、一般に債券の償還価額と取得価額の差額を残存日数(残存期間)で按分して、その額を日々計上していく会計処理の方法のことをいいます。アキュムレーションは償還価額を下回る価額で組入れる債券に、アモチゼーションは償還価額を上回る価額で組入れる債券に適用する方式です。

- ・取得価額…購入(取得)時の価格のことです。
- ・残存期間…債券の取得日から償還日までの日数のことです。

※ 上記は一般的な考え方を記載したものであり、ファンドにおけるアキュムレーション、アモチゼーションは法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって行います。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(平成13年11月22日設定)。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

- (iv)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v)上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- (viii)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、6ヵ月毎(毎年4月、10月)および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書の作成

委託者は、有価証券報告書を原則毎年4月末、10月末を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

- (i)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii)委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii)上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv)上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(e)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- (i)原則として、前月の最終営業日(この信託の契約締結日を含む月については契約締結日)から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金は、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。
- (ii)販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、各受益者ごとに収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。当該受益権の取得の申込に応じたことにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- (iii)上記(ii)の規定にかかわらず、販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回った時には、当該取得の申込は、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が、当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。
- (iv)信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記(ii)および(iii)の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払われます。
- (v)信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として解約の実行の請求を受けた日の翌営業日から、販売会社において受益者に支払うものとします。
- (vi)収益分配金については、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

解約代金(一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金を含みます。)は、解約申込受付日の翌営業日からお支払いします。

第4 【ファンドの経理状況】

野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)(確定拠出年金向け)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期(平成19年11月1日から平成20年4月30日まで)については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当期(平成20年5月1日から平成20年10月31日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成19年11月1日から平成20年4月30日まで)および当期(平成20年5月1日から平成20年10月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 【財務諸表】
(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成20年 4月30日現在	当期 平成20年10月31日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	563,146	341,929
コール・ローン	2,713,000,000	2,580,000,000
国債証券	6,695,144,394	5,595,446,994
特殊債券	149,926,514	969,743,016
社債券	99,907,917	200,109,796
コマーシャル・ペーパー	13,340,960,677	13,152,273,824
現先取引勘定	1,397,522,000	1,998,441,618
未収利息	119,088	1,726,890
前払費用	101,643	1,283,033
流動資産合計	24,397,245,379	24,499,367,100
資産合計	24,397,245,379	24,499,367,100
負債の部		
流動負債		
未払金	399,485,100	399,438,400
未払収益分配金	314,365	366,311
未払受託者報酬	7,993	9,343
未払委託者報酬	95,988	112,181
その他未払費用	68	69
流動負債合計	399,903,514	399,926,304
負債合計	399,903,514	399,926,304
純資産の部		
元本等		
元本	23,997,341,233	24,099,439,700
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	632	1,096
元本等合計	23,997,341,865	24,099,440,796
純資産合計	23,997,341,865	24,099,440,796
負債純資産合計	24,397,245,379	24,499,367,100

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成19年11月1日 至平成20年4月30日	当期 自平成20年5月1日 至平成20年10月31日
営業収益		
受取利息	65,872,750	61,054,945
有価証券売買等損益	10,809,869	18,360,001
その他収益	316,107	10,404
営業収益合計	76,998,726	79,425,350
営業費用		
受託者報酬	1,476,184	1,522,365
委託者報酬	17,721,569	18,275,959
その他費用	17,717	12,797
営業費用合計	19,215,470	19,811,121
営業利益	57,783,256	59,614,229
経常利益	57,783,256	59,614,229
当期純利益	57,783,256	59,614,229
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,322	632
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	57,783,946	59,613,765
期末剰余金又は期末欠損金（△）	632	1,096

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成19年11月1日 至 平成20年4月30日	当期 自 平成20年5月1日 至 平成20年10月31日
1 運用資産の評価 基準 及び評価方法	(1)国債証券、特殊債券、社債券 及びコマーシャル・ペー パー 原則として時価で評価して おります。時価評価にあたっ ては、価格情報会社の提供す る価額等で評価しておりま す。	(1)国債証券、特殊債券、社債券 及びコマーシャル・ペー パー 同左
2 費用・収益の計 上基準	(1)有価証券売買等損益の計上 基準 約定日基準で計上しており ます。	(1)有価証券売買等損益の計上 基準 同左
3 その他	(1) 現先取引 現先取引の会計処理につい ては、「金融商品に関する会 計基準」（企業会計基準委 員会 平成19年6月15日）の 規定によっております。 (2) 計算期間 当ファンドは日々決算を 行っておりますが、6ヶ月毎 に財務諸表を作成しており ます。財務諸表の作成期間 は、「特定有価証券の内容等 の開示に関する内閣府令」（ 平成5年大蔵省令第22号）に より、平成19年11月1日から 平成20年4月30日までと なっております。	(1) 現先取引 同左 (2) 計算期間 当ファンドは日々決算を 行っておりますが、6ヶ月毎 に財務諸表を作成しており ます。財務諸表の作成期間 は、「特定有価証券の内容等 の開示に関する内閣府令」（ 平成5年大蔵省令第22号）に より、平成20年5月1日から 平成20年10月31日までと なっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成20年 4 月30日現在	当期 平成20年10月31日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 23,997,341,233 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 24,099,439,700 口
2 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000 円 (10,000口当たり純資産額 10,000 円)	2 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000 円 (10,000口当たり純資産額 10,000 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成19年11月 1 日 至 平成20年 4 月30日	当期 自 平成20年 5 月 1 日 至 平成20年10月31日
1 分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額57,784,578円を分配対象収益として57,783,946円を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額59,614,861円を分配対象収益として59,613,765円を分配金額としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成19年11月 1 日 至 平成20年 4 月30日	当期 自 平成20年 5 月 1 日 至 平成20年10月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成19年11月 1 日 至 平成20年 4 月30日	当期 自 平成20年 5 月 1 日 至 平成20年10月31日
期首元本額 21,351,365,419 円	期首元本額 23,997,341,233 円
期中追加設定元本額 5,145,527,949 円	期中追加設定元本額 5,605,713,758 円
期中一部解約元本額 2,499,552,135 円	期中一部解約元本額 5,503,615,291 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	前期 自 平成19年11月 1 日 至 平成20年 4 月30日		当期 自 平成20年 5 月 1 日 至 平成20年10月31日	
種類	貸借対照表計上 額(円)	損益に含まれ た 評価差額(円)	貸借対照表計上 額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	6,695,144,394	98,912	5,595,446,994	88,970
特殊債券	149,926,514	1,576	969,743,016	2,272
社債券	99,907,917	639	200,109,796	△2,651
コマーシャル・ ペーパー	13,340,960,677	0	13,152,273,824	0
合計	20,285,939,502	101,127	19,917,573,630	88,591

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成19年11月 1 日 至 平成20年 4 月30日)

該当事項はございません。

当期(自 平成20年 5 月 1 日 至 平成20年10月31日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式（平成20年10月31日現在）

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成20年10月31日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	政府短期証券 第531回	50,000,000	49,997,714	
	政府短期証券 第531回	50,000,000	49,997,714	
	政府短期証券 第531回	50,000,000	49,997,714	
	政府短期証券 第531回	50,000,000	49,997,714	
	政府短期証券 第531回	50,000,000	49,997,714	
	政府短期証券 第531回	50,000,000	49,997,714	
	政府短期証券 第531回	50,000,000	49,997,714	
	政府短期証券 第531回	50,000,000	49,997,714	
	政府短期証券 第531回	50,000,000	49,997,714	
	政府短期証券 第533回	50,000,000	49,993,252	
	政府短期証券 第533回	50,000,000	49,993,252	
	政府短期証券 第533回	50,000,000	49,993,252	
	政府短期証券 第533回	50,000,000	49,993,252	
	政府短期証券 第533回	50,000,000	49,993,252	
	政府短期証券 第533回	50,000,000	49,993,252	
	政府短期証券 第533回	50,000,000	49,993,252	
	政府短期証券 第533回	50,000,000	49,993,252	
	政府短期証券 第533回	50,000,000	49,993,252	
	政府短期証券 第533回	50,000,000	49,993,252	
	政府短期証券 第535回	50,000,000	49,987,960	
	政府短期証券 第535回	50,000,000	49,987,960	
	政府短期証券 第535回	50,000,000	49,987,960	
	政府短期証券 第535回	50,000,000	49,987,960	
	政府短期証券 第535回	50,000,000	49,987,960	
	政府短期証券 第535回	50,000,000	49,987,960	
	政府短期証券 第535回	50,000,000	49,987,960	
	政府短期証券 第535回	50,000,000	49,987,960	
	政府短期証券 第536回	50,000,000	49,982,008	
	政府短期証券 第536回	50,000,000	49,982,008	
	政府短期証券 第536回	50,000,000	49,982,008	
	政府短期証券 第536回	50,000,000	49,982,008	
	政府短期証券 第536回	50,000,000	49,982,008	
	政府短期証券 第536回	50,000,000	49,982,008	
	政府短期証券 第537回	50,000,000	49,977,774	
	政府短期証券 第537回	50,000,000	49,977,774	
	政府短期証券 第537回	50,000,000	49,977,774	
	政府短期証券 第537回	50,000,000	49,977,774	
	政府短期証券 第537回	50,000,000	49,977,774	

	政府短期証券 第537回	50,000,000	49,977,774	
	政府短期証券 第538回	50,000,000	49,972,159	
	政府短期証券 第538回	50,000,000	49,972,159	
	政府短期証券 第538回	50,000,000	49,972,159	
	政府短期証券 第538回	50,000,000	49,972,159	
	政府短期証券 第538回	50,000,000	49,972,159	
	政府短期証券 第538回	50,000,000	49,972,159	
	政府短期証券 第540回	50,000,000	49,966,662	
	政府短期証券 第540回	50,000,000	49,966,662	
	政府短期証券 第540回	50,000,000	49,966,662	
	政府短期証券 第540回	50,000,000	49,966,662	
	政府短期証券 第540回	50,000,000	49,966,662	
	政府短期証券 第540回	50,000,000	49,966,662	
	政府短期証券 第541回	50,000,000	49,960,998	
	政府短期証券 第541回	50,000,000	49,960,998	
	政府短期証券 第541回	50,000,000	49,960,998	
	政府短期証券 第541回	50,000,000	49,960,998	
	政府短期証券 第541回	50,000,000	49,960,998	
	政府短期証券 第541回	50,000,000	49,960,998	
	政府短期証券 第542回	50,000,000	49,955,338	
	政府短期証券 第542回	50,000,000	49,955,338	
	政府短期証券 第542回	50,000,000	49,955,264	
	政府短期証券 第542回	50,000,000	49,955,264	
	政府短期証券 第542回	50,000,000	49,955,264	
	政府短期証券 第542回	50,000,000	49,955,264	
	政府短期証券 第543回	50,000,000	49,941,431	
	政府短期証券 第543回	50,000,000	49,941,431	
	政府短期証券 第543回	50,000,000	49,941,431	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	政府短期証券 第543回	50,000,000	49,941,431	
	政府短期証券 第543回	50,000,000	49,941,431	
	政府短期証券 第543回	50,000,000	49,941,431	
	政府短期証券 第543回	50,000,000	49,941,431	
	政府短期証券 第543回	50,000,000	49,941,431	
	政府短期証券 第543回	50,000,000	49,941,431	
	政府短期証券 第543回	50,000,000	49,941,431	
	政府短期証券 第545回	50,000,000	49,924,546	
	政府短期証券 第545回	50,000,000	49,924,546	
	政府短期証券 第545回	50,000,000	49,924,546	
	政府短期証券 第545回	50,000,000	49,924,546	
	政府短期証券 第545回	30,000,000	29,955,108	
	政府短期証券 第545回	30,000,000	29,955,006	
	政府短期証券 第545回	30,000,000	29,954,880	
	政府短期証券 第545回	30,000,000	29,954,778	
	政府短期証券 第545回	30,000,000	29,954,652	
	政府短期証券 第545回	30,000,000	29,954,550	
	政府短期証券 第545回	30,000,000	29,954,424	
	政府短期証券 第545回	30,000,000	29,954,322	
	政府短期証券 第545回	30,000,000	29,954,196	
	政府短期証券 第545回	30,000,000	29,954,094	
	政府短期証券 第546回	50,000,000	49,969,920	
	政府短期証券 第546回	50,000,000	49,969,920	
	政府短期証券 第546回	30,000,000	29,981,952	
	政府短期証券 第546回	20,000,000	19,988,056	
	政府短期証券 第546回	20,000,000	19,988,002	
	政府短期証券 第546回	20,000,000	19,987,948	
	政府短期証券 第546回	20,000,000	19,987,894	
	政府短期証券 第546回	20,000,000	19,987,840	
	政府短期証券 第546回	20,000,000	19,987,763	
	政府短期証券 第546回	20,000,000	19,987,709	
	政府短期証券 第546回	20,000,000	19,987,655	
	政府短期証券 第546回	10,000,000	9,993,789	
	政府短期証券 第547回	50,000,000	49,927,896	
	政府短期証券 第547回	50,000,000	49,927,896	
	政府短期証券 第547回	50,000,000	49,927,896	
	政府短期証券 第547回	50,000,000	49,927,896	
	政府短期証券 第547回	50,000,000	49,927,896	
	政府短期証券 第547回	50,000,000	49,927,896	
	政府短期証券 第547回	50,000,000	49,927,896	
	政府短期証券 第548回	50,000,000	49,923,110	
	政府短期証券 第548回	50,000,000	49,923,110	
	政府短期証券 第548回	50,000,000	49,923,110	
	政府短期証券 第548回	50,000,000	49,923,110	
	政府短期証券 第548回	50,000,000	49,923,110	
	政府短期証券 第548回	50,000,000	49,923,110	
	政府短期証券 第548回	50,000,000	49,923,110	

	政府短期証券 第548回	50,000,000	49,923,110	
	政府短期証券 第549回	50,000,000	49,931,843	
	政府短期証券 第549回	50,000,000	49,931,843	
	政府短期証券 第549回	50,000,000	49,931,843	
	政府短期証券 第549回	50,000,000	49,931,843	
	政府短期証券 第549回	50,000,000	49,931,843	
	政府短期証券 第549回	50,000,000	49,931,843	
	政府短期証券 第549回	50,000,000	49,931,843	
	政府短期証券 第549回	50,000,000	49,931,843	
国債証券計		5,600,000,000	5,595,446,994	
特殊債券	商工債券 利付第642回い号	50,000,000	50,000,628	
	商工債券 利付第642回い号	50,000,000	50,000,628	
	商工債券 利付第646回い号	50,000,000	49,982,480	
	商工債券 利付第646回い号	50,000,000	49,982,480	
	農林債券 利付第642回い号	50,000,000	50,002,470	
	農林債券 利付第642回い号	50,000,000	50,002,470	
	農林債券 利付第645回い号	60,000,000	59,922,120	
	農林債券 利付第646回い号	100,000,000	99,974,010	
	しんきん中金債券 利付第168回	30,000,000	30,002,272	
	しんきん中金債券 利付第168回	30,000,000	30,002,272	
	しんきん中金債券 利付第169回	50,000,000	49,998,280	
	しんきん中金債券 利付第169回	50,000,000	49,998,280	
	しんきん中金債券 利付第170回	20,000,000	19,996,710	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊債券	全信連債券 利付第171回	20,000,000	19,988,030	
	全信連債券 利付第171回	50,000,000	49,968,020	
	みずほコーポレート銀行債券 利付第652回い号	10,000,000	10,001,300	
	みずほコーポレート銀行債券 利付第653回い号	50,000,000	50,003,664	
	商工債券 利付（3年）第71回	100,000,000	99,945,000	
	商工債券 利付（3年）第73回	100,000,000	99,971,902	
特殊債券計		970,000,000	969,743,016	
社債券	三菱東京UFJ銀行 第19回2号 社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,013,956	
	大阪瓦斯 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,095,840	
社債券計		200,000,000	200,109,796	
コマーシャル・ ペーパー	スミトモシンタクギンコウ	100,000,000	99,990,081	
	ミズホショウケン	100,000,000	99,989,289	
	スミトモシンタクギンコウ	100,000,000	99,976,039	
	ミズホコーポレートギンコウ	100,000,000	99,974,365	
	スミトモシンタクギンコウ	200,000,000	199,926,222	
	ミズホコーポレートギンコウ	200,000,000	199,922,047	
	ミツビシUFJシンタクギンコウ	200,000,000	199,927,018	
	スミトモシンタクギンコウ	100,000,000	99,949,813	
	ミズホコーポレートギンコウ	200,000,000	199,896,848	
	GE JAPAN FUNDING	300,000,000	299,890,507	
	ミツビシUFJシンタクギンコウ	200,000,000	199,901,814	
	スミトモシンタクギンコウ	200,000,000	199,871,860	
	ミツビシUFJシンタクギンコウ	200,000,000	199,877,249	
	ミズホコーポレートギンコウ	200,000,000	199,868,246	
	FOREST CORPORATION	297,000,000	296,815,788	
	CATERPILLAR FINANCE	200,000,000	199,883,784	
	スミトモシンタクギンコウ	100,000,000	99,921,201	
	ミズホコーポレートギンコウ	200,000,000	199,842,460	
	スミトモシンタクギンコウ	100,000,000	99,907,425	
	ミズホコーポレートギンコウ	200,000,000	199,816,200	
	スミトモシンタクギンコウ	200,000,000	199,785,857	
	ミズホショウケン	100,000,000	99,889,234	
	SABC	200,000,000	199,982,481	
	スミトモシンタクギンコウ	100,000,000	99,904,839	
	ミズホコーポレートギンコウ	100,000,000	99,882,587	
	NTTファイナンス	1,000,000,000	999,479,256	
	HGM ASSET FINANCE	100,000,000	99,942,797	
	ASTRO CAPITAL CORP2	120,000,000	119,952,700	
	STRAIT CAPITAL CORP	338,000,000	337,744,809	
	FOREST CORPORATION	300,000,000	299,542,789	
	ミツビシUFJリース	200,000,000	199,975,661	

	CONCERTO RECEIVABLES	200,000,000	199,772,635	
	スミトモシンタクギンコウ	200,000,000	199,683,941	
	ミズホショウケン	100,000,000	99,841,959	
	エイペックスF	290,000,000	289,795,730	
	エイペックスF	200,000,000	199,672,809	
	ミツビシUFJリース	200,000,000	199,945,189	
	スミトモシンタクギンコウ	200,000,000	199,663,685	
	エイペックスF	200,000,000	199,676,473	
	ミズホショウケン	200,000,000	199,569,613	
	ミツビシUFJリース	200,000,000	199,868,632	
	ARCADIA FUNDING CORP	280,000,000	279,973,158	
	ホンダファイナンス	1,000,000,000	998,715,921	
	リコーリース	1,000,000,000	999,484,560	
	ミズホショウケン	200,000,000	199,529,447	
	スミトモシンタクギンコウ	100,000,000	99,809,437	
	ミツビシUFJリース	200,000,000	199,822,663	
	スミトモシンタクギンコウ	100,000,000	99,993,834	
	スミトモシンタクギンコウ	100,000,000	99,991,562	
	スミトモシンタクギンコウ	200,000,000	199,571,788	
	ミズホショウケン	100,000,000	99,732,513	
	MAGNUM ASSET CORP	300,000,000	299,458,525	
	ミツビシUFJリース	200,000,000	199,776,694	
	FOREST CORPORATION	440,000,000	439,311,201	
	STRAIT CAPITAL CORP	600,000,000	598,391,767	
	スミトモシンタクギンコウ	100,000,000	99,988,822	
コマーシャル・ ペーパー計		13,165,000,000	13,152,273,824	
合計			19,917,573,630	

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成20年11月30日現在

I	資産総額	24,314,203,102	円
II	負債総額	201,107,589	円
III	純資産総額(I － II)	24,113,095,513	円
IV	発行済口数	24,113,094,295	口
V	1口当たり純資産額(III / IV)	1.0000	円

第5 【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2001年11月22日～2002年4月30日	7,419,190,048	8,537,984	7,410,652,064
第2特定期間	2002年5月1日～2002年10月31日	1,070,215,592	27,593,243	8,453,274,413
第3特定期間	2002年11月1日～2003年4月30日	3,199,908,664	225,247,921	11,427,935,156
第4特定期間	2003年5月1日～2003年10月31日	2,832,371,248	1,654,733,699	12,605,572,705
第5特定期間	2003年11月1日～2004年4月30日	7,249,286,593	6,273,377,035	13,581,482,263
第6特定期間	2004年5月1日～2004年10月31日	3,124,031,825	669,332,086	16,036,182,002
第7特定期間	2004年11月1日～2005年4月30日	2,951,721,793	742,610,443	18,245,293,352
第8特定期間	2005年5月1日～2005年10月31日	3,637,376,873	4,186,363,984	17,696,306,241
第9特定期間	2005年11月1日～2006年4月30日	2,732,045,807	2,253,809,390	18,174,542,658
第10特定期間	2006年5月1日～2006年10月31日	2,764,585,111	1,814,476,703	19,124,651,066
第11特定期間	2006年11月1日～2007年4月30日	3,826,234,871	2,382,711,223	20,568,174,714
第12特定期間	2007年5月1日～2007年10月31日	3,664,243,862	2,881,053,157	21,351,365,419
第13特定期間	2007年11月1日～2008年4月30日	5,145,527,949	2,499,552,135	23,997,341,233
第14特定期間	2008年5月1日～2008年10月31日	5,605,713,758	5,503,615,291	24,099,439,700

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成20年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

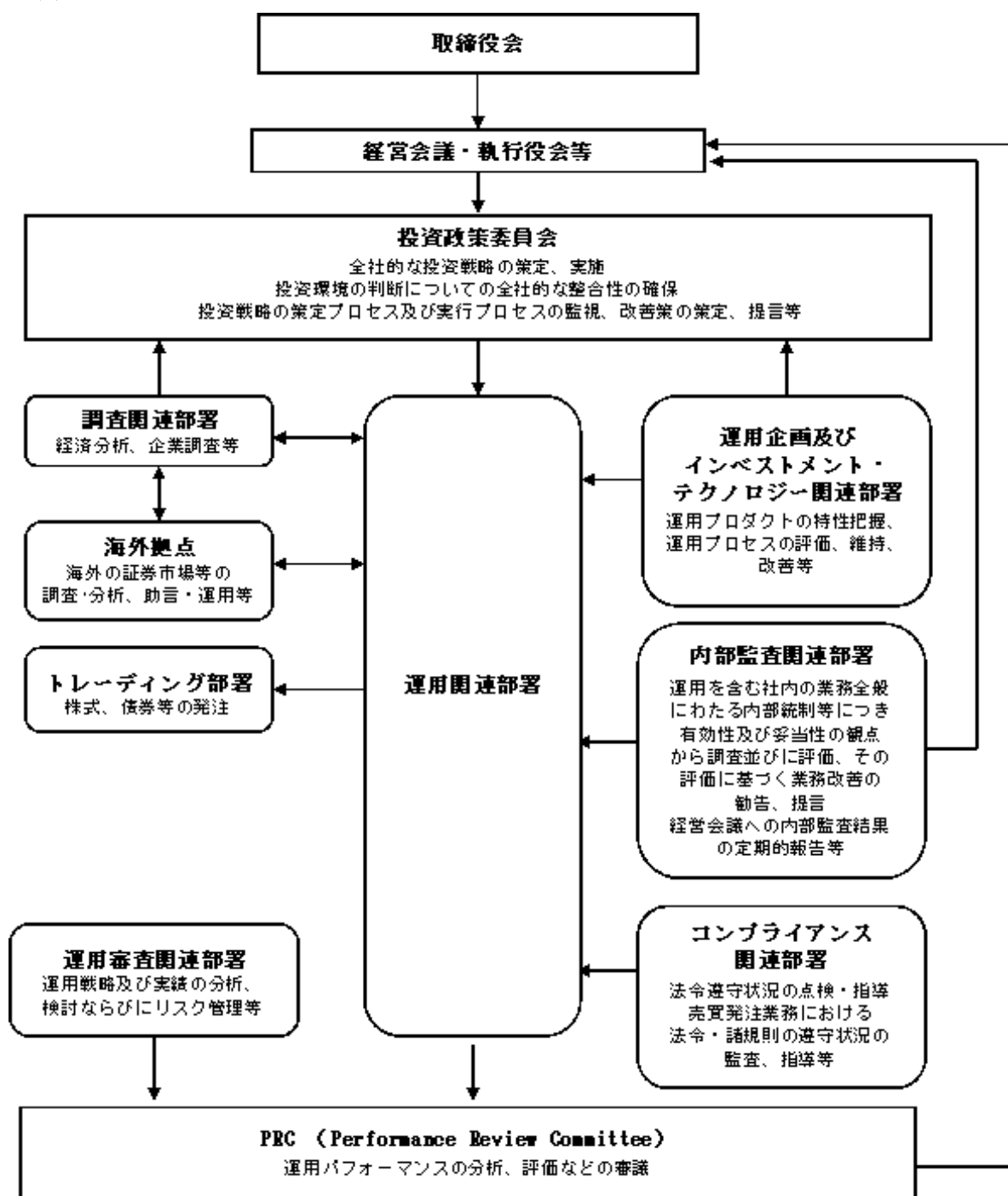
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成20年12月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	530	7,972,451
単位型株式投資信託	21	171,848
追加型公社債投資信託	20	4,898,239
単位型公社債投資信託	0	0
合計	571	13,042,538

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、前事業年度については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）ならびに同規則第2条の規定に基づいて改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年11月17日総理府令第129号）により、当事業年度については、財務諸表等規則ならびに同規則第2条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前事業年度及び当事業年度については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、委託会社の中間財務諸表は、同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社の前事業年度の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当事業年度の財務諸表ならびに中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成19年 3 月31日)		当事業年度 (平成20年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金		0		—	
預金		23,241		—	
現金・預金		—		2,855	
金銭の信託		2,105		32,058	
有価証券		—		6,300	
関係会社短期貸付金		14,000		—	
短期貸付金		—		1,526	
支払委託金		73		—	
収益分配金		73		—	
前払金		30		45	
前払費用		16		9	
未収入金		356		81	
未収委託者報酬		14,048		13,910	
未収収益		2,261		2,030	
繰延税金資産		1,352		1,137	
その他		748		1,072	
貸倒引当金		△15		△7	
流動資産計		58,221	45.6	61,020	52.0
固定資産					
有形固定資産		1,743		1,972	
建物	※ 2	638		800	
器具備品	※ 2	1,104		1,171	
無形固定資産		7,642		8,857	
ソフトウェア		7,637		8,852	
電話加入権		2		2	
その他		2		2	
投資その他の資産		60,050		45,424	
投資有価証券		44,125		27,606	
関係会社株式	※ 3	15,405		15,739	
従業員長期貸付金		231		194	
長期差入保証金		30		34	
長期前払費用		9		17	
繰延税金資産		—		1,567	
その他		247		264	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計		69,436	54.4	56,253	48.0
資産合計		127,657	100.0	117,274	100.0

		前事業年度 (平成19年 3 月31日)		当事業年度 (平成20年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					

預り金			74			148	
未払金	※ 1		14,332			12,848	
未払収益分配金		85			5		
未払償還金		261			105		
未払手数料		6,040			6,115		
その他未払金		7,944			6,622		
未払費用	※ 1		8,486			8,363	
未払法人税等	※ 4		2,640			1,591	
前受収益			9			8	
賞与引当金			1,650			1,730	
その他			86			102	
流動負債計			27,279	21.4		24,794	21.2
固定負債							
退職給付引当金			5,034			5,359	
時効後支払損引当金			—			467	
繰延税金負債			2,434			—	
その他			59			64	
固定負債計			7,528	5.9		5,890	5.0
負債合計			34,808	27.3		30,685	26.2
(純資産の部)							
株主資本			82,451	64.6		81,714	69.7
資本金			17,180			17,180	
資本剰余金			11,729			11,729	
資本準備金		11,729			11,729		
利益剰余金			53,541			52,804	
利益準備金		685			685		
その他利益剰余金		52,856			52,119		
別途積立金		35,606			35,606		
繰越利益剰余金		17,249			16,512		
評価・換算差額等			10,397	8.1		4,874	4.1
その他有価証券評価差額金			11,008			5,124	
繰延ヘッジ損益			△610			△250	
純資産合計			92,849	72.7		86,589	73.8
負債・純資産合計			127,657	100.0		117,274	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		82,515		124,893	
投資顧問収入		11,959		—	
運用受託報酬		—		10,506	
その他営業収益		7		8	
営業収益計		94,482	100.0	135,408	100.0
営業費用					
支払手数料		37,426		57,704	
広告宣伝費		2,150		2,439	
公告費		39		27	
受益証券発行費		90		27	

調査費			19,783			32,108	
調査費		1,198			1,576		
委託調査費		18,585			30,532		
委託計算費			882			681	
営業雑経費			2,383			2,950	
通信費		141			175		
印刷費		963			1,375		
協会費		65			76		
諸経費		1,212			1,322		
営業費用計			62,756	66.4		95,938	70.9
一般管理費							
給料			9,292			10,229	
役員報酬	※ 2	1,021			667		
給料・手当		5,542			6,480		
賞与		2,729			3,081		
交際費			205			212	
旅費交通費			615			786	
租税公課			432			637	
不動産賃借料			1,821			1,687	
退職給付費用			93			951	
固定資産減価償却費			1,915			2,543	
諸経費			3,970			5,902	
一般管理費計			18,347	19.4		22,949	16.9
営業利益			13,378	14.2		16,519	12.2

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
営業外収益	※ 1						
受取配当金		1,854			2,369		
有価証券利息		160			282		
受取利息		68			86		
デリバティブ利益		—			1,308		
その他		548			337		
営業外収益計			2,632	2.8		4,384	3.2
営業外費用							
デリバティブ損失		86			—		
金銭の信託運用損		—			392		
為替差損		—			67		
時効後支払損引当金繰入額		—			178		
その他		181			8		
営業外費用計			267	0.3		647	0.4
経常利益			15,743	16.7		20,256	15.0
特別利益							
投資有価証券等売却益		7,863			1,421		
関係会社株式売却益		4,893			—		
株式報酬受入益		127			312		
特別利益計			12,884	13.6		1,734	1.3

特別損失							
投資有価証券等売却損		113			80		
投資有価証券等評価損		—			23		
固定資産除却損	※ 3	601			56		
事務所移転費用	※ 4	1,115			—		
過年度時効後支払損引当金繰入額		—			429		
特別損失計			1,830	1.9		589	0.5
税引前当期純利益			26,797	28.4		21,400	15.8
法人税等	※ 5		9,913	10.5		—	
法人税、住民税及び事業税			—			9,211	6.8
法人税等調整額			73	0.1		50	0.0
当期純利益			16,810	17.8		12,139	9.0

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合 計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金		
平成18年 3 月31日残高 (百万円)	17,180	11,729	11,729	685	63,606	13,644	77,936	106,846
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩					△28,000	28,000	—	—
剰余金の配当						△41,205	△41,205	△41,205
当期純利益						16,810	16,810	16,810
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								
事業年度中の変動額合 計（百万円）	—	—	—	—	△28,000	3,605	△24,394	△24,394
平成19年 3 月31日残高 (百万円)	17,180	11,729	11,729	685	35,606	17,249	53,541	82,451

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高（百 万円）	17,435	—	17,435	124,282
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩				—
剰余金の配当				△41,205
当期純利益				16,810
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額（純 額）	△6,427	△610	△7,038	△7,038
事業年度中の変動額合計 （百万円）	△6,427	△610	△7,038	△31,433
平成19年3月31日残高（百 万円）	11,008	△610	10,397	92,849

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

有価証券報告書（四国投資信託）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合 計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年 3 月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	35,606	17,249	53,541	82,451
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△12,876	△12,876	△12,876
当期純利益						12,139	12,139	12,139
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								
事業年度中の変動額合 計（百万円）	—	—	—	—	—	△737	△737	△737
平成20年 3 月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	35,606	16,512	52,804	81,714

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高（百 万円）	11,008	△610	10,397	92,849
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△12,876
当期純利益				12,139
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額（純 額）	△5,883	360	△5,522	△5,522
事業年度中の変動額合計 （百万円）	△5,883	360	△5,522	△6,259
平成20年3月31日残高（百 万円）	5,124	△250	4,874	86,589

[重要な会計方針]

前事業年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	当事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 （1）子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 （1）子会社株式及び関連会社株式 （同左）

(2) その他有価証券 時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの… 移動平均法による原価法 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。	(2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左) 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左) 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左) 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (同左) (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 (同左) 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左) (2) 賞与引当金 (同左)
前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。	(3) 退職給付引当金 (同左)

6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 8. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 6. リース取引の処理方法 (同左) 7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左) 8. 消費税等の会計処理方法 (同左) 9. 連結納税制度の適用 (同左)
--	--

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は93,459百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	-----

（ストック・オプション等に関する会計基準） 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。 当社は、親会社において計上された株式報酬費用相当額を人件費として計上し、同額を特別利益に計上しております。 これにより、営業利益及び経常利益が127百万円減少し、特別利益が同額増加しております。なお、税引前当期純利益への影響はございません。	-----
-----	（有形固定資産の減価償却方法） 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
-----	（負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理） 当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）を適用しております。 この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。 この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。

[表示方法の変更]

前事業年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	当事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
-----	（貸借対照表関係） 前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。 なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。
-----	（損益計算書関係） 1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。

	3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。 4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。
--	---

[追加情報]

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
-----	(有形固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 7,067百万円 未払費用 2,029	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 5,619百万円 未払費用 934
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 118百万円 器具備品 362 合計 481	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 201百万円 器具備品 534 合計 736
※3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円	※3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円
※4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額35百万円が含まれております。	※4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,404百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,214百万円
※2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※2. 役員報酬の範囲額 (同左)

※ 3. 固定資産除却損 ソフトウェアの除却損であります。	※ 3. 固定資産除却損 器具備品 ソフトウェア 合計	1百万円 54 56
※ 4. 事務所移転費用の内訳 固定資産除却損 287百万円 器具備品費用 643百万円 原状回復費用 185百万円		
※ 5. 法人税等 法人税、住民税及び事業税の充当額であります。		

◇株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成18年5月17日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 41,205百万円

1株当たり配当額 8,000円

基準日 平成18年3月31日

効力発生日 平成18年5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 12,876百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 2,500円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年5月31日

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 12,876百万円

1株当たり配当額	2,500円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年5月31日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,526百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,150円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月2日

◇ リース取引関係

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,569百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>807</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>761</td></tr> </table> ② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>294百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>483</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>777</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td><td>—百万円</td></tr> </table> ③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>314百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>294</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>21</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>—</td></tr> </table> ④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。		器具備品	取得価額相当額	1,569百万円	減価償却累計額相当額	807	減損損失累計額相当額	—	期末残高相当額	761	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	294百万円	1年超	483	合計	777	リース資産減損勘定期末残高	—百万円	支払リース料	314百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—	減価償却費相当額	294	支払利息相当額	21	減損損失	—	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,453百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>814</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>639</td></tr> </table> ② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>281百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>368</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>650</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td><td>—百万円</td></tr> </table> ③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>332百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>309</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>19</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>—</td></tr> </table> ④ 減価償却費相当額の算定方法 (同左) ⑤ 利息相当額の算定方法 (同左)		器具備品	取得価額相当額	1,453百万円	減価償却累計額相当額	814	減損損失累計額相当額	—	期末残高相当額	639	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	281百万円	1年超	368	合計	650	リース資産減損勘定期末残高	—百万円	支払リース料	332百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—	減価償却費相当額	309	支払利息相当額	19	減損損失	—
	器具備品																																																												
取得価額相当額	1,569百万円																																																												
減価償却累計額相当額	807																																																												
減損損失累計額相当額	—																																																												
期末残高相当額	761																																																												
未経過リース料期末残高相当額																																																													
1年以内	294百万円																																																												
1年超	483																																																												
合計	777																																																												
リース資産減損勘定期末残高	—百万円																																																												
支払リース料	314百万円																																																												
リース資産減損勘定の取崩額	—																																																												
減価償却費相当額	294																																																												
支払利息相当額	21																																																												
減損損失	—																																																												
	器具備品																																																												
取得価額相当額	1,453百万円																																																												
減価償却累計額相当額	814																																																												
減損損失累計額相当額	—																																																												
期末残高相当額	639																																																												
未経過リース料期末残高相当額																																																													
1年以内	281百万円																																																												
1年超	368																																																												
合計	650																																																												
リース資産減損勘定期末残高	—百万円																																																												
支払リース料	332百万円																																																												
リース資産減損勘定の取崩額	—																																																												
減価償却費相当額	309																																																												
支払利息相当額	19																																																												
減損損失	—																																																												

2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料		2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料	
1年以内	6百万円	1年以内	4百万円
1年超	9	1年超	5
合計	16	合計	9

◇ 有価証券関係

1. 売買目的有価証券

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成19年3月31日)			当事業年度末 (平成20年3月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	150,552	147,488	3,064	113,023	109,959
合計	3,064	150,552	147,488	3,064	113,023	109,959

4. その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成19年3月31日)			当事業年度末 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	15,022	14,739	282	7,649	7,366
(2)債券(社債)	—	—	—	—	—	—
(3)その他(※1)	17,966	21,998	4,032	11,678	13,542	1,864
小計	18,249	37,020	18,771	11,961	21,192	9,231
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
(1)株式	—	—	—	—	—	—
(2)債券(社債)	—	—	—	—	—	—
(3)その他	5,955	5,842	△112	5,906	5,362	△544
小計	5,955	5,842	△112	5,906	5,362	△544
合計	24,205	42,863	18,658	17,868	26,554	8,686

- (※ 1) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は610百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
売却額	14,047百万円	7,970百万円
売却益の合計額	7,844百万円	1,419百万円
売却損の合計額	113百万円	80百万円

6. 時価評価されていない主な有価証券(上記 2. 及び 3. を除く)

区分	前事業年度末 (平成19年 3 月31日)	当事業年度末 (平成20年 3 月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	—	6,300
非上場株式	1,261	1,052
合計	1,261	7,352
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,073	4,408
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,341	12,675

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成19年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
2. その他	378	—	6,867	2,973
合計	378	—	6,867	2,973

当事業年度末(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
2. その他	6,300	—	6,813	—
合計	6,300	—	6,813	—

◇ デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ①ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段—為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象—投資有価証券 ②ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ③ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 (2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引は株価の変動によるリスクを有しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。	(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ①ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) ②ヘッジ方針 (同左) ③ヘッジ有効性評価の方法 (同左) (2) 取引に対する取組方針 (同左) (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は株価の変動によるリスクを有しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)

２．取引の時価等に関する事項

（１）前事業年度末(平成19年３月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,922	—	3,008	△86
合計		2,922	—	3,008	△86

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

（２）当事業年度末(平成20年３月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,691	—	2,787	△96
市場取引以外の取引	スワップ取引 短期変動金利受取 ・ 株価指数変化率 支払	4,663	—	△6	△6
合計		7,354	—	2,781	△102

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日)	
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
２．退職給付債務に関する事項(平成19年３月31日)	
イ．退職給付債務	△12,512百万円
ロ．年金資産	5,929
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	△6,583
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ．未認識数理計算上の差異	1,271
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	277
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	△5,034
チ．前払年金費用	—
リ．退職給付引当金(トーチ)	△5,034

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

イ. 勤務費用	468百万円
ロ. 利息費用	256
ハ. 期待運用収益	△142
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	△545
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	53
チ. その他(注)	40
計	93

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)

イ. 退職給付債務	△13,227百万円
ロ. 年金資産	5,569
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△7,657
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△5,359
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△5,359

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

イ. 勤務費用	529百万円
ロ. 利息費用	262
ハ. 期待運用収益	△148
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	904
チ. その他(注)	46
計	951

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額 2,063	退職給付引当金損金算入限度超過額 2,197
所有株式税務簿価通算差異 884	所有株式税務簿価通算差異 884
ゴルフ会員権評価減 549	ゴルフ会員権評価減 508
投資有価証券評価減 800	投資有価証券評価減 673
減価償却超過額 265	減価償却超過額 273
子会社株式売却損 196	子会社株式売却損 196
賞与引当金損金算入限度超過額 676	賞与引当金損金算入限度超過額 709
事業税 604	事業税 350
繰延ヘッジ損失 424	時効後支払損引当金 191
その他 101	繰延ヘッジ損失 173
繰延税金資産計 6,567	その他 107
繰延税金負債	繰延税金資産計 6,266
有価証券評価差額金 7,650	繰延税金負債
繰延税金負債計 7,650	有価証券評価差額金 3,561
繰延税金負債(純額) 1,082	繰延税金負債計 3,561
	繰延税金資産(純額) 2,705
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 41.0%	法定実効税率 41.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △2.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △3.6%
住民税等均等割 0.0%	住民税等均等割 0.0%
タックスヘイブン課税済留保金 △1.3%	タックスヘイブン課税 4.7%
外国税額控除 △1.1%	外国税額控除 △1.1%
その他 0.1%	その他 0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.3%

◇ 関連当事者との取引

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (*1)	—	関係会社短期貸付金	14,000
								貸付金利息の受入	39	未収金	4

２．役員及び個人主要株主等

該当はありません。

３．子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.3%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託 (*2)	5,137	未払費用	1,282

４．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	なし	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,227	未払手数料	4,919

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				

親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (*1)	57,000	—	—
								資金の回収	71,000	—	—
								貸付金利息の受入	33	—	—

2. 役員及び個人主要株主等 該当はありません。

3. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	6,161	未払費用	74

4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	兼任 1人	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	7,261	未払費用	1,949

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
--	--

1株当たり純資産額	18,026円51銭	1株当たり純資産額	16,811円16銭
1株当たり当期純利益	3,263円77銭	1株当たり当期純利益	2,356円90銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	16,810百万円	損益計算書上の当期純利益	12,139百万円
普通株式に係る当期純利益	16,810百万円	普通株式に係る当期純利益	12,139百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株
(追加情報)			
当事業年度より、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。			
なお、前事業年度と同様の方法により算定した当事業年度の1株当たり純資産額は18,145円12銭となります。			

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

		平成20年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,540
金銭の信託		41,940
有価証券		5,600
短期貸付金		1,678
未収委託者報酬		12,038
未収収益		2,788
繰延税金資産		1,042
その他		1,514
貸倒引当金		△7
流動資産計		68,135
固定資産		
有形固定資産	※ 1	2,148
無形固定資産		10,920
ソフトウェア		10,916
その他		4
投資その他の資産		37,068
投資有価証券		19,041
関係会社株式	※ 2	15,739
繰延税金資産		1,432
その他		855
貸倒引当金		△0
固定資産計		50,137
資産合計		118,272

		平成20年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		26,000
未払収益分配金		5
未払償還金		92
未払手数料		5,204
その他未払金	※ 3	2,665
未払費用		7,239
リース債務		99
未払法人税等		1,649
賞与引当金		1,410
その他		156
流動負債計		44,521
固定負債		
リース債務		388
退職給付引当金		5,574
時効後支払損引当金		468
その他		21
固定負債計		6,452
負債合計		50,974
(純資産の部)		
株主資本		62,101
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		33,191
利益準備金		685
その他利益剰余金		32,506
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		7,899
評価・換算差額等		5,197
その他有価証券評価差額金		5,358
繰延ヘッジ損益		△161
純資産合計		67,298
負債・純資産合計		118,272

◇中間損益計算書

		自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		52,507
運用受託報酬		4,697
その他営業収益		8
営業収益計		57,213
営業費用		
支払手数料		24,565
調査費		13,117
その他営業費用		2,441
営業費用計		40,124
一般管理費	※ 1	11,296
営業利益		5,791
営業外収益	※ 2	5,343
営業外費用	※ 3	979
経常利益		10,155
特別利益	※ 4	1,117
特別損失	※ 5	664
税引前中間純利益		10,608
法人税、住民税及び事業税		3,689
法人税等調整額		6
中間純利益		6,913

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

(単位：百万円)

		自 平成20年4月1日
		至 平成20年9月30日
株主資本		
資本金		
前期末残高		17,180
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		11,729
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		11,729
資本剰余金合計		
前期末残高		11,729
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		685
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高		35,606
当中間期変動額		
別途積立金の取崩		△11,000
当中間期変動額合計		△11,000
当中間期末残高		24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高		16,512
当中間期変動額		
別途積立金の取崩		11,000
剰余金の配当		△26,526
中間純利益		6,913
当中間期変動額合計		△8,612

当中間期末残高	7,899
利益剰余金合計	
前期末残高	52,804
当中間期変動額	
剰余金の配当	△26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	△19,612
当中間期末残高	33,191
株主資本合計	
前期末残高	81,714
当中間期変動額	
剰余金の配当	△26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	△19,612
当中間期末残高	62,101
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	5,124
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	233
当中間期変動額合計	233
当中間期末残高	5,358
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△250
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	88
当中間期変動額合計	88
当中間期末残高	△161
評価・換算差額等合計	
前期末残高	4,874
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	322
当中間期変動額合計	322
当中間期末残高	5,197
純資産合計	
前期末残高	86,589
当中間期変動額	
剰余金の配当	△26,526
中間純利益	6,913
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	322
当中間期変動額合計	△19,290

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの… 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの… 移動平均法による原価法
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6 リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

	自 平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日
7 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 (3) ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更]

	自 平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日

リース取引に関する会計基準	当中間会計期間より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。 この適用により、リース取引開始日が平成20年4月1日以降に開始する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 この結果、従来の方法に比して、「有形固定資産」は334百万円、「無形固定資産」は150百万円、「流動負債 リース債務」は99百万円、「固定負債 リース債務」は388百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。
---------------	---

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

平成20年 9月30日現在	
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	951百万円
※ 2 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。	
関係会社株式	3,064百万円
※ 3 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

◇中間損益計算書関係

自 平成20年 4月 1日	
至 平成20年 9月30日	
※ 1 減価償却実施額	
有形固定資産	216百万円
無形固定資産	1,286百万円
長期前払費用	3百万円
※ 2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	4,697百万円
収益分配金	196百万円
受取利息	24百万円
デリバティブ利益	310百万円
※ 3 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	847百万円
支払利息	80百万円
※ 4 特別利益の内訳	
投資有価証券売却益	964百万円
株式報酬受入益	152百万円
※ 5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	664百万円
投資有価証券評価損	0百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

自 平成20年4月1日				
至 平成20年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	平成20年3月 末	増加	減少	平成20年9月 末
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
平成20年5月28日の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・ 普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額	26,526百万円			
(2) 1株当たり配 当額	5,150円			
(3) 基準日	平成20年3月 31日			
(4) 効力発生日	平成20年6月 2日			

◇リース取引関係

自 平成20年4月1日

至 平成20年9月30日

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

① リース資産の内容

有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア)

主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の「4 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	有形固定資産（器具備品）
取得価額相当額	1,382百万円
減価償却累計額相当額	885
中間期末残高相当額	497

② 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	249百万円
1年超	263
合計	513

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	153百万円
減価償却費相当額	142
支払利息相当額	8

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	6百万円
1年超	6
合計	13

◇有価証券関係

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの：該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	92,197	89,133
合計	3,064	92,197	89,133

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	282	8,893	8,610
(2) その他(※)	8,624	9,095	471
合計	8,906	17,988	9,081

(※) 当中間会計期間末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は189百万円(税効果会計適用後)であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益28百万円(税効果会計適用後)との純額を貸借対照表に計上しております。

4 時価評価されていない主な有価証券(上記1及び2を除く)

	中間貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	12,675
(2) その他有価証券	
譲渡性預金	5,600
非上場株式	1,052

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、中間会計期間末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

◇デリバティブ取引関係

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

1 株式関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
スワップ取引				
短期変動金利 受取・株価指 数変化率支払	1,350	—	359	359

2 商品関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
商品指数先物取引				
売建	647	—	598	48

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

◇1株当たり情報

自 平成20年4月1日	
至 平成20年9月30日	
1株当たり純資産	13,065円91銭
1株当たり中間純利益	1,342円19銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	6,913百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	6,913百万円
期中平均株式数	5,150千株

◇重要な後発事象

自 平成20年4月1日

至 平成20年9月30日

当社は、平成20年10月15日の経営会議において、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行うことを決定しました。当社は、移行時に「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し当該制度の改廃に伴う財務諸表に与える影響額を認識する予定であります。なお、移行時の退職給付債務等が確定していないことからその影響額は未確定であります。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊ 平成20年11月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 きらやか銀行	7,700百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

＊ 平成20年11月末現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年5月7日	臨時報告書
平成20年7月24日	有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書
平成20年8月5日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

高 尾 幸 治 ⑨

指定社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ⑨

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高 尾 幸 治 ⑩
-------------------	-------	-----------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一 ⑩
-------------------	-------	---------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ⑩
-------------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 英 公 一 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊 藤 志 保 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 高尾幸治 ⑩

代表社員
業務執行社員

公認会計士 英公一 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）（確定拠出年金向け）の平成19年11月1日から平成20年4月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）（確定拠出年金向け）の平成20年4月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月17日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）（確定拠出年金向け）の平成20年5月1日から平成20年10月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）（確定拠出年金向け）の平成20年10月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)